

平成21年6月26日

化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質に相当する 化学物質に係る審議結果について

本日開催された化学物質審議会において、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において附属書への追加が決定されたペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)等9種類(12物質)については、化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られましたのでお知らせします。

1. 本日開催された化学物質審議会⁽¹⁾において、ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)等9種類の物質⁽²⁾(12物質^(注1))が、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化学物質審査規制法」という。)に基づく第一種特定化学物質として指定する^(注2)ことが適当であるとの結論が得られました。
 - (1) 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会との合同開催
 - (2) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約においては9種類の物質に分類されている
2. 審議においては、本年5月に開催されたストックホルム条約の第4回締約国会合で、新たに廃絶・制限の対象とすることを決定した9物質については、化審法としても厳格な管理措置を講じるべき有害性を有するものとしての判断がなされました。
3. 化学物質審査規制法の第一種特定化学物質に指定された物質については、その製造・輸入について事前の許可が必要となり、使用についても認められた用途以外は禁止されます。また、第一種特定化学物質が使用されている製品については輸入を禁止する等の措置が講じられます。

4. 厚生労働省、経済産業省及び環境省は、今般の審議結果を踏まえ、今後、必要不可欠な用途として限定的に使用を認めることの可否や、禁止・制限をする際の必要な措置について検討し、当該物質を第一種特定化学物質として指定することを予定しています。

(注1) 今般、化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られたのは以下の12物質。このうち、我が国で工業用途での製造・輸入・使用の実態があるのは、ペルフルオロオクタンスルホン酸又はその塩のみであり、第二種監視化学物質として管理がなされている。

- ・ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩
- ・ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名PFOSF)
- ・ペンタクロロベンゼン
- ・*r*-1, *c*-2, *t*-3, *c*-4, *t*-5, *t*-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名-ヘキサクロロシクロヘキサン)
- ・*r*-1, *t*-2, *c*-3, *t*-4, *c*-5, *t*-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名-ヘキサクロロシクロヘキサン)
- ・*r*-1, *c*-2, *t*-3, *c*-4, *c*-5, *t*-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)
- ・デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0^{2,6}.0^{3,9}.0^{4,8}]デカン-5-オン(別名クロルデコン)
- ・ヘキサブプロモビフェニル
- ・テトラブプロモ(フェノキシベンゼン)(別名テトラブプロモジフェニルエーテル)
- ・ペンタブプロモ(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブプロモジフェニルエーテル)
- ・ヘキサブプロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブプロモジフェニルエーテル)
- ・ヘプタブプロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブプロモジフェニルエーテル)

(注2) 現在、PCBやDDTなど16物質が第一種特定化学物質に指定されている。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課長化学物質安全室

担当者：前田、奥村

電話：03-3501-1511(内線 3701~3)

03-3501-0605(直通)